

## 建築基準法施行規則の改正に伴う確認申請書および建築計画概要書の変更について

JCIA 日本建築検査協会

令和5年4月1日以降に確認申請される場合は、次ページ以降の色付きの部分に変更となります。建築基準法施行規則の改正に伴うものですが、すでに以前の書式で作成されている場合において該当部分をコピー等で差し込んでご利用ください。

なお、改正された書式は確認申請書(規則別記第二号様式)、建築計画概要書(同第三号様式)ですが、計画変更(建築物)の場合も同じ個所が変更となります。記載方法については、下記の同規則の注意書き(抜粋)をご参照ください。

※ \_\_\_\_\_部分が変更部分の説明です

### 4. 第三面関係

- ⑭ 10欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例庇等を設ける場合において、当該特例庇等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあっては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあっては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入して下さい。その他の建築物である場合においては、10欄の「イ」と同じ面積を記入して下さい。
- ⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの地階の住宅又は老人ホーム等の部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分(建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5角号に掲げる基準に適合するものに限り。)で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池(床に据え付けるものに限り。)を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限り。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ワ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積を記入して下さい。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ク」に当該部分の床面積を記入して下さい。

以上

建築物及びその敷地に関する事項

【1.地名地番】			
【2.住居表示】			
【3.都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】			
<input type="checkbox"/> 都市計画区域内 ( <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定 ) <input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外			
【4.防火地域】 <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし			
【5.その他の区域、地域、地区又は街区】			
【6.道 路】			
【イ.幅 員】			
【ロ.敷地と接している部分の長さ】			
【7.敷地面積】			
【イ.敷地面積】	(1)	( ) ( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
	(2)	( ) ( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ロ.用途地域等】	( )	( ) ( ) ( ) ( )	
【ハ.建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	( )	( ) ( ) ( ) ( )	%
【ニ.建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	( )	( ) ( ) ( ) ( )	%
【ホ.敷地面積の合計】	(1)	0.00	m <sup>2</sup>
	(2)	0.00	m <sup>2</sup>
【ヘ.敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】			%
【ト.敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】			%
【チ.備 考】			
【8.主要用途】	(区分	)	
	(区分	)	
	(区分	)	
【9.工事種別】			
<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替			
【10.建築面積】	( 申請部分	) ( 申請以外の部分	) ( 合計
【イ.建築物全体】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ロ.建蔽率の算定の基礎となる建築面積】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ハ.建蔽率】		%	
【11.延べ面積】	( 申請部分	) ( 申請以外の部分	) ( 合計
【イ.建築物全体】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ロ.地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ハ.エレベーターの昇降路の部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ニ.共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ホ.認定機械室等の部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ヘ.自動車車庫等の部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ト.備蓄倉庫の部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【チ.蓄電池の設置部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【リ.自家発電設備の設置部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ヌ.貯水槽の設置部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ル.宅配ボックスの設置部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ヲ.その他の不算入部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ワ.住宅の部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【カ.老人ホーム等の部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ヨ.延べ面積】		m <sup>2</sup>	
【タ.容積率】		%	

---

【12.建築物の数】

【イ.申請に係る建築物の数】

【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】

---

【13.建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物)

【イ.最高の高さ】 ( ) ( ) m

【ロ.階数】 地上 ( ) ( )

地下 ( ) ( )

【ハ.構造】 造 一部 造

【ニ.建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】  有  無

【ホ.適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用

隣地高さ制限不適用

北側高さ制限不適用

---

【14.許可・認定等】

---

【15.工事着手予定年月日】 令和 年 月 日

【16.工事完了予定年月日】 令和 年 月 日

【17.特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 令和 年 月 日 ( )

(第 回) 令和 年 月 日 ( )

(第 回) 令和 年 月 日 ( )

---

【18.その他必要な事項】

---

【19.備考】

---

建築計画概要書(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1.地名地番】			
【2.住居表示】			
【3.都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】			
<input type="checkbox"/> 都市計画区域内 ( <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定 ) <input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外			
【4.防火地域】 <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし			
【5.その他の区域、地域、地区又は街区】			
【6.道路】			
【イ.幅員】			
【ロ.敷地と接している部分の長さ】			
【7.敷地面積】			
【イ.敷地面積】	(1)	( ) ( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
	(2)	( ) ( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ロ.用途地域等】	( )	( ) ( ) ( ) ( )	
【ハ.建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	( )	( ) ( ) ( ) ( )	%
【ニ.建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	( )	( ) ( ) ( ) ( )	%
【ホ.敷地面積の合計】	(1)	0.00	m <sup>2</sup>
	(2)	0.00	m <sup>2</sup>
【ヘ.敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】			%
【ト.敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】			%
【チ.備考】			
【8.主要用途】	(区分	)	
	(区分	)	
	(区分	)	
【9.工事種別】			
<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替			
【10.建築面積】	(申請部分	) (申請以外の部分	) (合計
【イ.建築物全体】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ロ.建蔽率の算定の基礎となる建築面積】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ハ.建蔽率】			%
【11.延べ面積】	(申請部分	) (申請以外の部分	) (合計
【イ.建築物全体】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ロ.地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ハ.エレベーターの昇降路の部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ニ.共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ホ.認定機械室等の部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ヘ.自動車庫等の部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ト.備蓄倉庫の部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【チ.蓄電池の設置部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【リ.自家発電設備の設置部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ヌ.貯水槽の設置部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ル.宅配ボックスの設置部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ヲ.その他の不算入部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ワ.住宅の部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【カ.老人ホーム等の部分】	( )	( ) ( ) ( )	m <sup>2</sup>
【ヨ.延べ面積】			m <sup>2</sup>
【タ.容積率】			%

---

【12.建築物の数】

【イ.申請に係る建築物の数】

【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】

---

【13.建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物)

【イ.最高の高さ】 ( ) ( ) m

【ロ.階数】 地上 ( ) ( )

地下 ( ) ( )

【ハ.構造】 造 一部 造

【ニ.建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】  有  無

【ホ.適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用

隣地高さ制限不適用

北側高さ制限不適用

---

【14.許可・認定等】

---

【15.工事着手予定年月日】 令和 年 月 日

【16.工事完了予定年月日】 令和 年 月 日

【17.特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 令和 年 月 日 ( )

(第 回) 令和 年 月 日 ( )

(第 回) 令和 年 月 日 ( )

---

【18.建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】

要  否

---

【19.建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】

有  無

---

【20.その他必要な事項】

---